

明海大学 不動産学部

不動産の不思議

第58回

学生たちの視点と発見

【学生の目】

写真は南行徳の街で見たゴミ出し場である。車道にあるが路肩の白線内に納まらず、車線側にはみ出して。車の多い朝の時間に車道に出てゴミを出すのは危険だ。通行の妨げになり、景観的な違和感もある。

道路上のゴミ出し場

だりな汚損」や「交通の支障」にならないようだ。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない(5条4項)」が、努力規定で義務ではない。安全な位置に移動できないものか。歩道なら安全な半面、通行の邪魔にならないようにしたい。

いっそなくしてしまうのはどうだろう。浦安市今川地区はゴミ出し場がない。朝になると住民が自宅前の分りやすい場所にゴミ袋を出す。通勤通学の目にさらされるため、住民はきれいに整頓してゴミを出す。生ゴミの乾燥機を購入した家もあるという。自宅前に管理された状態を出す、広い意味で自己責任だ。マナーが良い住民が住むから成立する仕組みである。ゴミを荒らす動物がいないことも前提だ。



道路上にはみ出して置かれたごみ出し場

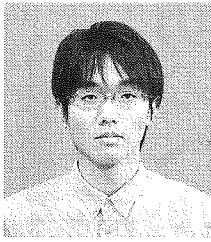
目立つオブジェにしては

道路法は、みだりに道路を損傷し汚損すること(1項)や、土石竹木等の物件を堆積するなど道路の構造や交通に支障を及ぼすおそれのある行為(2項)を禁じる(43条)。しかし、ゴミ出し場を置くことは「み

魔になり、ベビーカーや車椅子は通行できなくなる。敷地内はどうだろう。しかし、「ゴミ出し場をお宅の敷地内に設置したい」と言われたら、正直「嫌」だ。夏は生ゴミの嫌なおいがするし、マナーを守らず散らかす人もいる。放火も怖い。曜日を守らないゴミは収集されず敷地内に残ってしまう。ゴミ出し場は便利な位置にほしいが、一方で特定の人を不利を被るのは理不尽だ。

不動産開発業者のモラルの問題もある。川崎市は条例で、10戸以上の戸建て住宅を建設する場合は敷地内のゴミ出し場設置を義務づけている。あらかじめ場所を確保してトラブルを予防する狙いだ。しかし、1戸ずつ建設して条例をいかくぐる例がある。良い環境の住宅街をつくる責任を負う事業者が自先の利益のために脱法行為をするのは残念だ。

移動も撤去もできない中、せめて安全は確保すべきだ。運転手に分かりやすく目立つ色にするのはどうだろう。見栄えが悪く景観が損なわれることを逆手にとり、思い切ってオブジェにする方法だ。【教員のコメント】嫌悪施設は大きいほど外部不経済が大きい。ゴミ出し場も広義の嫌悪施設だ。海外では歩道の地下利用やコンテナ設置など大型の仕組みを見る。わが国は自己責任、敷地内、施設が不要、不経済の平等負担を極めて小さな仕組みが適する。



高橋 佑介
不動産学部2年

不動産の不思議 不動産のふしぎ 不動産の不思議 不動産のふしぎ